

日医発第 1552 号（健Ⅱ）
令和 5 年 12 月 5 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」
（自治体向け）の改訂について（21 版）

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て別添通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本手引きは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、現時点での情報等その他具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時追記されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

<今回更新されたものを添付いたします>

- ・（自治体向け）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き
- ・別添 臨時接種実施要領

<主な改訂内容>

第 2 章 5 図 3 更新

第 3 章 5（2）、第 4 章 2（5）、（6）、第 5 章 1（5）、第 7 章

- ・第一三共社ワクチンの取扱いについて追記

様式一式のデータは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

20 版： [日医発第 1398 号（健Ⅱ） 令和 5 年 11 月 1 日参照](#)

事 務 連 絡
令和5年 12月 4日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂し、各地方公共団体に周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

感 発 1204 第 1 号
令 和 5 年 12 月 4 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の
改訂について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂し、令和5年12月4日より適用することとしました。貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知を図るとともに、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種の実施に関する手引き
(21版)